



## 平成28年分所得の申告相談は

2月14日(火)から3月15日(水)まで

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

### 所得税の申告

#### 確定申告が必要な人

- 事業を行っている人や、給与所得者で次に該当する人は、確定申告が必要です。
- 農業、商業、工業、漁業など事業を営んでいる人
- 地代や家賃収入、不動産や株式売却などの所得がある人
- 生命保険や損害保険の満期、解約などで一時金を受け取った人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 1ヵ所から給与の支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- 日給などで働いている人や給与の支払いを2ヵ所以上から受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人



#### 申告に必要なもの

確定申告には「マイナンバー」の記載が必要です。

- 申告相談にはマイナンバーカードの写し(表裏とも)を持参してください。カードを持っていない人は、マイナンバー通知書(番号確認用)の写しと運転免許証など(身元確認用)の写しを持参してください。

- 源泉徴収票に記載された各種所得控除と異なる控除(扶養控除など)を受けようとする人
- ②①に該当しない人で、次に該当する人(収入がなくても必ず申告してください)
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人
- 市営住宅に入居している人
- 国民年金の免除申請や児童手当などの受給資格の認定を受ける人
- 所得・課税(非課税)証明書の交付が必要な人
- 市外扶養者の被扶養者となっている人
- 給与所得のほかに配当、不動産、農業、一時、雑、事業などの所得があつた人(給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人)は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税は申告の必要があります)
- 社会保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除を受けようとする人
- 給与所得のほかに配当、不動産、農業、一時、雑、事業などの所得があつた人(給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人)は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税は申告の必要があります)
- 本人名義の金融機関の口座が分かるもの(印鑑(所得税を新規で口座振替する人は通帳届出印が必要))
- 税務署から郵送されてきたはがきなどを印鑑(所得税を新規で口座振替する人は通帳届出印が必要)
- 税務署から郵送されてきたはがきなどを印鑑(所得税を新規で口座振替する人は通帳届出印が必要)
- 内訳書(通帳や帳簿、出荷先で調べた品物または取り引きごとの収入金額、科目ごとの経費金額がわかるもの。平成28年中に購入した機械などを減価償却経費で計上する場合は、その領収書なども必要です)
- 生命保険料、介護医療保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)、個人年金保険料証明書、国民年金支払証明書、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書
- 医療費領収書(医療費の合計額から保険会社や高額医療などの補填金額を差し引いた金額を計算しておいてください)
- 障がい者控除を申請する人は、身体障がい者手帳などの提示が必要です。また、要介護4、5の認定を受けている人は、介護保険課および各支所で発行される認定証明書が必要です。

### 市・県民税の申告

#### 平成29年1月1日現在、市内に住所がある人で、次に該当する人は3月15日(水)までに平成28年中の所得を申告してください。平成28年中の所得がない場合も含みます。

- ただし、所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税申告書を提出する必要はありません。
- ただし、所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税申告書を提出する必要があります。

#### ①給与所得者で、次に該当する人

- 給与所得のほかに配当、不動産、農業、一時、雑、事業などの所得があつた人(給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人)は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税は申告の必要があります)
- 社会保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除を受けようとする人

#### マイナンバーの記載が必要です

問い合わせ ☎25-2191  
観音寺税務署 ☎25-2191

期間 2月16日(木)～3月15日(水)  
※土日、祝日は行いません。  
受付時間 午前8時30分～午後4時  
※混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

2月15日以前は申告会場を設けておりませんので、税務署で申告書を作成する場合は、2月16日(木)以降にお越し下さい。なお、自宅などで作成した申告書は、2月15日以前でも提出できます。

観音寺税務署での確定申告は  
2月16日(木)からです

### 税務署からのお知らせ

- 除を受ける場合
- 病気や怪我などで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合
- 年の途中で退職、退社し、年末調整をして寄附金控除を受ける場合など
- 地方公共団体などの特定団体へ寄附を

- 「確定申告電話相談センター」で、所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税の確定申告に関する質問や相談にお答えします。
  - 平成28年分以降の申告から、申告書にマイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。
  - 税務署に申告でお越しの際には、マイナンバーカードを持っています。郵送などによる提出の場合は、それらの写しを添付してください。
- ご質問は  
確定申告電話相談センターへ
- 相談方法  
観音寺税務署 ☎25-2191 にダイヤルし、自動音声案内に従い「0」を選択してください。
- 詳しく述べては国税庁ホームページをご覧ください。「作成コーナー」で検索!!  
▼作成コーナーの操作方法などに関する問い合わせは  
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)